

会 議 録

会議の名称	第2回小金井市子ども・子育て会議			
事務局	子ども家庭部子育て支援課			
開催日時	平成26年6月25日(水) 午後7時～9時			
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室			
出席者	委員	会 長 松田 恵示 委員 会長職務代理 新保 佳子 委員 委 員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 佐々木 徳行 委員 佐藤 裕子 委員 佐野 仁一 委員 水津 由紀 委員 杉山 うた子 委員 鳴海 多恵子 委員 播磨 あかね 委員 日野 絵里子 委員 藤井 尚弥 委員 欠席委員 沢村 耕太 委員		
	事務局	子ども家庭部長 川村 久恵 子育て支援課長 高橋 正恵 保育課長 鈴木 遵矢 児童青少年課長 高橋 茂夫 保育課長補佐 諏訪 知恵 子育て支援係長 後藤 誠 保育課主査 古賀 誠 子育て支援課副主査 矢島 隆生 株式会社ぎょうせい 研究員 小林 将之		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可			
傍聴者数	19人			
会議次第	1 開会 2 地域子ども・子育て支援事業における提供区域の設定について 3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について 4 次回の日程について 5 閉会			
発言内容・ 発言者名(主な)	別紙のとおり			

発言要旨)	
提出資料	資料8 教育・保育提供区域の設定について 資料9 地域子ども・子育て支援事業概要 資料10 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案 資料11 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令） 資料12 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
その他	

第2回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成26年6月25日

開 会

○松田会長 それでは定刻を過ぎましたので、ただいまから平成26年度第2回、小金井市子ども・子育て会議を開催させていただければと思います。本日は、委員の皆様方からはご欠席のご連絡をいただいておりますが、少し天候不順とか、交通機関等の問題でおくれになられているということでご連絡をいただいているところでございます。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長 配付資料の確認をさせていただきます。机の上にお配りしております順番で確認をさせていただきます。

まず1枚目、一番上なのですが、A4縦になりまして、第2回子ども・子育て会議の次第になります。

次に2点目です。こちらA4縦の片面印刷になりまして、今回の会議の席次ということになります。

次からが資料になります。3点目、右上に資料8と書かれております、A4縦の両面印刷になっているもので、教育・保育提供区域の設定についてというものになりまして、こちらは両面印刷で、最終ページが4ページまでになっています。

次に、資料9をごらんください。地域子ども・子育て支援事業概要になります。こちらA4縦になっておりまして、資料の最終ページが13ページになります。

次です。資料10になります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案ということで、A4の横になりまして、こちらが両面印刷で3ページになります。

次です。資料の11になります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準とございまして、こちらがA4の縦になっておりまして、最終ページが両面印刷で5ページです。

最後の資料12です。A4横のものになりまして、放課後児童健全育成事業（学童保育所）における設備及び運営に関する基準についてというものになりまして、こちらが片面印刷1枚のものになっています。

特に、今現在で落丁等、もしくは不足等がございますでしょうか。また、審議の最中

に、もしお気づきの点がありましたら、何なりと事務局のほうまでお申しつけください。
確認のほうは以上になります。

○松田会長 それでは、早速ではございますが、次第に入ってまいりたいと思います。本日の審議は、大きく2点でございます。

まず（2）の、地域子ども・子育て支援事業における提供区域の設定についてから審議を始めたいと思います。

では、配付資料の説明を受けたいと思いますので、事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長 すいません、引き続きまして説明をさせていただきます。

1 番目の議題、地域子ども・子育て支援事業における提供区域の設定につきましては、資料8と資料9を用いて説明をさせていただきます。まず、資料8をごらんください。資料名が教育・保育提供区域の設定についてということになります。まずは、提供区域の設定は一体何なんだというところからご説明を申し上げたいと思います。

2 ページをごらんになっていただいでよろしいでしょうか。計画書の記載イメージというものが中段にございます。第1 回目の会議でもご説明申し上げましたとおり、こちら子ども子育て会議の委員の皆様には、このような、中段にございます計画書のイメージ、子ども・子育て支援法に定める、このような形の事業計画というものを最終の完成形としてご意見をいただきながら策定をしていきたいと思っています。これが、まず、最終的にこういうふうにつくりたいよという前提のもとで、1 ページ目に戻っていただきまして、ご説明をさせていただければと思います。

まず、Q1 なのですけれども、「教育・保育提供区域とは？」ということになります。教育・保育提供区域とは、市町村内において子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する上で基礎となる区域のことというふうに言っています。ここで言う教育・保育事業というのは特定教育・保育施設ですので、幼稚園さんや保育所さん、認定こども園さんです。それと、地域型保育事業、こちらは定員が19名以下の小規模の保育事業でございます。それと地域子ども・子育て支援事業（13事業）のことを指しますということで、1 回目の会議でもご説明申し上げましたとおり、今回の新制度につきましては幼稚園さんも対象になります、保育園さんも対象になります、認定こども園さんも対象になります。それ以外の事業として13事業がございまして、これらの事業が、今回事業計画を策定する上での対象となりまして、これらのサービスを提供する上での基礎となる区域というのが提供区域ということになります。

次に、「提供区域を設定する意味は？」ということで、なぜ提供区域を設定するのかというような理由の記載になります。提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるものであり、市町村にとって地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供するための基礎的な範囲になります。運用にあたり、次の事項が定められておりますということで、1番から5番までが書かれております。これだけだとちょっとわかりづらいので、具体的にイメージを申し上げながらご説明を申し上げます。

まず、提供区域の設定の仕方というのは、大きく考えまして、大体2パターン考えられます。1パターン目が小金井市を1つの提供区域として見た場合、2パターン目が小金井市をどのような形でというところは、方法論がいろいろあるかと思いますが、分割して提供区域というのを設定した場合です。

先ほど、冒頭に見ていただきました事業計画をつくるに当たりまして、それぞれの提供区域ごとに、その子育て家庭が、どういうサービスをどれだけの量、ニーズ量という言い方をしますが、提供地域でどれだけのニーズ量が発生するのか。それに対して、平成27年度からの5年間、市のほうではそれらのニーズを満たすようにどのような形でサービス提供体制を確保していくのか。簡単にいってしまえば、例えば保育所なんかですと保育所を開設するのか、もしくは定員を増加させるのかですとか、いろいろな方法論があるかと思うんですけども、どのような方法で、その地域の市民の方のニーズに伝えていくのかというものを、先ほどの冒頭に見ていただいた表に落とし込みまして、事業計画というものをつくっていきます。そのために設定をしていただく区画というのが提供区域というものになります。

次に、①から⑤、ここに書かれているものをごらんください。まず①です。提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本となります。

今回、区域設定をしていただくに当たり、教育・保育の部会というのを第1回の会議でご提案させていただきまして、皆様にご承認をいただいたところですが、第1回の会議を5月25日に行わせていただきまして、こちらの幼稚園、保育所、認定こども園、いわゆる特定教育・保育施設に関する、こちらの提供区域について、一定ご審議を、ご意見を賜りました。その中でまず、幼稚園、保育所、認定こども園の提供区域に関しましては、小金井市を一区域とした区域設定をしていこうというような形でご意見のほうがまとまった形になります。その、まとまった経過としてなんですけれども、考え方とし

て、提供区域を細かく区切ったほうが利用者の方の利便性は高いでしょうと、実際に自分が歩ける、細かく区切れば区切るほど、細かい区域内に、例えば保育所であれば保育所ができますよ、幼稚園ができますよ、歩いて通える範囲内に保育所や幼稚園ができれば、利便性は非常に高くなります。

ただ、その一方で、小金井市の現状置かれている状況、待機児童の状況ですとか、幼稚園さんの設置数ですとか、通っているお子様の数ですとかを鑑みますと、提供区域を細かく区切ってしまうことによる硬直性、これは後ほど申し上げますが、硬直性や、やはり今後の教育・保育の提供体制に一定の影響を与えるのではないかということで、区域設定は広くしたほうがいいのかということで、ご意見のほうを集約いただきまして、小金井市全域を一区域で設定したというような結論になります。この提供区域に関しましては、今申し上げた共通の区域設定が基本になっておりまして、国の基本方針から考えますと、それ以外の提供区域についても、一区域というのは基本的な考え方になります。

次の2番なのですが、「ただし」です。施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」や地域等、いろいろ書いてありますが、簡単に言ってしまいますと、それぞれの需要ごとにばらばらの提供区域を設定してもいいですよと言っております。ですので、例えば教育・保育、幼稚園や認定こども園の提供区域は一区域で決まりましたけれども、それ以外の事業で区域設定をしなければいけないものについては、それらの事業の状態に応じてばらばらに設定をしてもいいですよということが、この後の「ただし」では書かれています。

3点目です。提供区域は、教育・保育を認可する際の需給調整の判断基準となりますということで、本日お話しいただく地域子ども・子育て支援事業とは別なのですが、幼稚園さんや保育園さんを、今後、新設なりで認可をしていくに当たって、この提供区域の中での需要と供給のバランスを見ていく。需要が上回っている場合、要は待機児童が生まれているような場合には無条件で認可をしていきます。供給過剰になっている場合、幼稚園さんや保育園さんが数を上回ってしまっている場合は認可しませんというのが、こちらに書かれている内容になります。

4番です。各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があればというのが、先程、簡単にご説明申し上げた部分にもなります。

最後、5点目です。施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。ただ

し、区域外の施設・事業の利用も可能ということです。これは、施設を整備していくに当たって、整備する側は提供区域に縛られた形で施設を整備してくださいと。ただ、利用される方につきましては、提供区域というものを超えて施設を利用しても全然問題ないですよというふうに書かれています。

次に2ページをごらんください。提供区域ごとに定める事項ということで書かれています。支援法と書かれておりますが、子ども・子育て支援法なのですが、この支援法61条に基づき、計画では、教育・保育提供区域ごと、年度ごと、次の3項目を定めることとされており、計画には下の図のように掲載をしますということで、冒頭見ていただいたものになります。それぞれの事業ごと、提供区域ごとに、それらの事業、ニーズはどれだけありますか。そのニーズに対して、市のほうではどういうふうにサービス体制を整備していきますかというのを、平成27年度から31年度までの5年間分を、このようなイメージで計画書をつくっていくという形になります。

項番3の想定される提供区域パターンということなんですけれども、ちょっと先に話をしてしまいましたが、提供区域の検討に当たっての視点ということで、①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか。この、保護者や子どもが利用しやすい範囲というもの考えた場合には、できるだけ細やかな区域設定が望ましいのではないかと。

次に②提供体制が確保しやすい範囲であるかということなんです。これはできるだけ広範囲な区域設定が望ましいということです。これも簡単にご説明申し上げますと、例えば、提供区域を各町ごとにしましたといった場合、13事業ということでご説明を申し上げますと、例えばひろばに関して言いますと、関野町を1点取り出してごらんください。提供区域を、関野町という小さな区域設定にした場合、関野町でひろばのニーズが100人あります。ただ、実際の提供体制、要は、実際にあるひろばとしては50人分の利用しかできません。細かく関野町という区域で区切った場合には、関野町という提供区域の中に、あと残り50人分のひろばを設置していかなければいけない、こういう事業計画になります。

ただ、それを小金井市という大きな提供区域にした場合、関野町に、確かに50人分不足があります。ただ一方、隣をご覧ください、例えば桜町をごらんください。ひろば事業の定員に対して50人分需要が少ない、要は提供が上回っている、ひろばがたくさんある。50人分定員が多いといった場合です。こういった場合には、市全体で見ますと、関野町では不足しているけれども、隣の桜町では不足しておりません。反対に供給過剰に

なっております。ということで、小金井市を一区画として見た場合には、提供体制、需要と供給のバランスがとれているということで、新たに整備をするという考え方はなくなります。これが、今ここに書かれている内容です。

ただ、提供区域を大きくした場合には、離れている地域でも、関野町が不足していました。貫井南町が供給過剰にありましたといった場合でも、やはりそういう全体、数をならして、小金井市を一体として見て、需要と供給がどういうバランスになっているかというような事業計画をつくることとなりますので、そこは、次ページにも書いておりますとおり、長所と短所というところが出てまいります。

ということで、3ページをごらんください。区域の割り方の長所・短所ということです。これ、全部ご説明申し上げますと、説明が長くなってしまいますので、主立ったところだけご説明申し上げます。

まず、区域数が少ない、要は提供区域が大きい場合ですね。長所としては柔軟性というのがあります。一番上にも書かれておりますとおり、広域の利用の見込み、市民の通勤などの実態を踏まえた施設・事業の整備が可能となるということです。具体例で申し上げますと、例えばですけれども、今、駅前の商業施設、一番上の階にお子様遊ぶスペースというのがあると思います。例えばこれを、小金井市が仮にやっていたとします。提供区域を細かく区切った場合には、あそこのひろばというのは、その周辺住民のニーズについて、どうするかというのを見ていかなければいけないんです。ただ、実際に武蔵小金井の駅前です。非常にニーズが高いと思います。離れている方であっても、ちょっと駅前に買い物に来たときに、子どもと一緒に遊ばせられる場がないと考えたときに、提供区域を細かく区切ってしまった場合には、需要と供給のバランスというのは、その区域だけで見ていくこととなりますけれども、実際の利用というのは、もっと広い地域で利用が望まれているというのが、この柔軟性の1番目に書かれていることとなります。

次に、区域数が少ない、提供区域が広い場合の不便性ということです。これは一番上にも書かれておりますけれども、区域面積が広いため、自宅から施設までの距離が遠くなる。ひろばでいいますと、例えば小金井市を全体として見た場合には、市全体で需要と供給のバランスを見ますけれども、実際に自分の歩ける場所にひろばがあるかどうかという話になってきたときに、そこに整備がされていないにもかかわらず、事業計画としては、全体にならされてしまうと整備が必要ないというような結果が導き出される可

能性もありますよということです。

次に、区域数が多いということです、下の段です。これは、1つの面積を小さく区切った場合です。1点目としては、先ほどの不便性の逆で利便性が上がります。狭い区域内に必要な施設ができますよということです。

デメリットです。硬直性ということになります。これは2番目をごらんください。区域内において需要と供給のバランスがとれるように施設整備をしても、区域を超えた利用者が多くなるため、設定された区域内のニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。先ほどの、通勤に便利だとか、買い物に便利、買い物帰りに寄れるとか、そういった需要が見込めなくなるというのが硬直性の部分に入ります。

最後、4ページ目をごらんください。4番です。提供区域の市案ということで、私も小金井市のほうで考える提供区域の考え方についてです。きょうは、ここについて皆様からいろいろご意見を賜りたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、まずは幼稚園、保育所、認定こども園の提供区域につきましては、部会のほうでも一定ご意見を賜りまして、市内全域を一区域としますということで、一定、意見のほうが集約されています。

次に、地域子ども・子育て支援事業の部分の提供区域の設定についてを、本日お話をいただきたいのですが、この地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、特定教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定というのが国からは基本であると言われていることから、教育・保育の提供区域と同様に、一区域ということで本日はご提案をさせていただきたいと思います。

次に、先ほどから13事業と言っているのですけれども、この13事業は何かということで、資料の9をごらんください。地域子ども・子育て支援事業概要ということです。

これは、地域子ども・子育て支援事業の13事業のうち、提供区域を設定しなければいけない11事業について、その部分を抜き出して資料とさせていただいております。

まず、1ページめくっていただいて、1番の利用者支援事業ということになります。これは、国のほうの説明からも言われておりますとおり、横浜市、松戸市のほうで行われております、保育コンシェルジュだとか、そういったものが一定イメージをされまして、要は、子どもまたは保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てに関するサービスの情報提供をしたりとか、相談、助言を行う事業になります。これにつきましては、今回、子ども・子育て支援新制度が始まって、新たに出てきた事

業設定になりますので、現状の事業実績としては、小金井市はなしという形になります。

1枚めくっていただきまして、2番ですね、地域子育て支援拠点事業というところをごらんください。これはひろば事業になります。ひろば事業というのは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供などを行うということです。ここの、実施方法と書かれている欄をごらんください。

まず、このひろば事業、地域子育て支援拠点事業の2つの類型がございます。これは一般型と呼ばれているものと連携型と呼ばれているものです。小金井市には現状、それぞれ2カ所ずつ、合計4カ所のひろばがございます。これは、児童館で行われているひろばなどです。

ここで1点、去年、のびゆく子どもプラン小金井市推進市民会議の委員さんもお気づきだとは思いますが、現状、この中には小金井市の子ども家庭支援センターがございます、ゆりかごひろばは一切含まれておりません。あくまで、法律の規定上、地域子育て支援拠点事業として行われているものについてのみの実績が書かれておまして、事業計画についても、今のところ、まだ具体的に国のほうから細かい方針が示されていないのですが、恐らく、こちらの法律で定められているひろば事業で、事業計画、提供体制を考えていきなさいという話になるかと思っておりまして、一応、実績として、今現在それぞれ2カ所ずつございますということで記載をさせていただいています。

3点目になります。妊婦健康診査です。こちらは、通称妊婦健診と呼んでいるものです。これらについての事業計画、こういうふうに定めなさいよということで、一応、概要と実施方法は簡単に書かせていただいております。

次、ページめくっていただきまして4番になります。乳児家庭全戸訪問事業と呼ばれているものです。これは通称「こんにちは赤ちゃん事業」と言っているもので、小金井市におきましては、新生児訪問と一緒に行われています。これは、生後4カ月までのお子さんがいる全ての家庭を訪問しまして、子育てに関する情報提供ですとか、乳児、その保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、必要に応じて相談、助言、援助をしていきなさいという事業であります。平成21年の児童福祉法の改正により新たに設定された事業でありまして、現在は保健センターのほうで行われています。保健センターのほうで、保健師さんがそれぞれ各家庭を訪問いたしまして、実績としては、平成24年度では960世帯のこんにちは赤ちゃん事業の訪問が行われているという状況です。

次、5番目の養育支援訪問事業です。これも先ほどのこんにちは赤ちゃん事業と同じ

ように、平成21年度の児童福祉法の改正により実施された事業になります。小金井市では、平成21年度までは育児支援ヘルパーということで、産後のご家庭に対するヘルパー派遣と同じ事業の枠の中で行われていましたが、平成24年度より、正式に分離をした形で行っております。この内容というのが、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問しまして、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保するという内容で、こちらは子ども家庭支援センターのほうで行われておりました、かつ、こんにちは赤ちゃん事業などで把握をされました家庭に対して、センターの職員が、専門性を持った職員がご家庭に訪問をして、相談・助言を行ったり、あとは育児支援ヘルパーの派遣、家事援助を行ったりして、そのご家庭の育児負担の軽減並びに適切な養育の実施を図っていくという内容です。

次のページをごらんください。6番になりますが、子育て短期支援事業になります。これは、一般的にわかりやすいと、ショートステイ事業とトワイライトステイ事業ということになります。これは冠婚葬祭ですとか、保護者の方の病気、疾病によって、一時的にご家庭で養育をすることが困難になった場合に、児童養護施設などでお子さんをお預かりするというような事業になります。ショートステイ事業についてなんですけれども、これは、泊まりが発生する事業になりまして、小金井市におきましては、現在、児童養護施設さんのほうにお願いをしまして、委託をして実施をしております。

2点目のトワイライトステイ事業になります。こちらは、大変残念ですが、今現在、小金井市では実施されておられません。内容としては、施設で短期的に、夜間にお預かりをするということで、ショートステイと違うのは泊まりがないということです。事業実績の推移については以下に書かれているとおりになります。

次をごらんください、7番です。子育て援助活動支援事業ということで、わかりやすく言いますとファミリー・サポート・センター事業になります。このファミリー・サポート・センターというのは、子育てをお手伝いしていただきたい方と、子育てを手伝ってもいいよと言っていらっしゃる方、それぞれ地域の中から募集をしまして、登録をさせていただいた上で、それぞれご希望の家庭にボランティアさんを、有償ですけれども、派遣をするという調整事業になります。

これは、子ども家庭支援センターの隣にごございます場所にファミリー・サポート・センターを開設しまして、現在行っております、実績のほうについては以下のとおりになります。ここで1点、この表の中でご説明申し上げたいのが、ちょっとわかりづらい

と思いますが、まず、協力会員と呼んでいる部分です。これは、子育てのお手伝いをしてもいいですよという会員さんで、その登録数がこちらの実績に書かれています。

次に依頼会員です。こちらは、子育てを手伝ってほしい方の会員さんの数、登録いただいている会員さんの数になります。両方会員さんというのは、その両方に登録をされていらっしゃる会員さんの数ということになりまして、活動回数は以下のようになっています。

次のページをおめくりください。一時預かり事業ということですが、これは、今、保育所なんかで行われている一時預かり事業になります。ここで、ちょっと1点、あらかじめご説明を申し上げたほうがよろしいかと思うんですが、実施場所という一番下の欄をごらんください。ここは、市立の保育所5カ所、私立の保育所さん6カ所の、合計11カ所で実施をしております。その他と書かれています、認可外保育施設5カ所で定期利用保育事業を実施していますということですが、これは、いろいろ事業の形態ですとか、数字の管理ですとかの問題等々がございまして、下のほうに書かれています事業実績の中には、こちらの括弧書きに書かれています、認可外保育施設さんのほうで行われています定期利用保育事業というものの数字は入っていません。あくまで、現状の認可保育所で行っている一時預かりや定期利用の枠で行われている実績が書かれています、ただ、実際には認可外の保育施設さん、認証保育所さんですとか、旧の保育室さんのほうでも定期利用保育事業というのが行われておりまして、その全数が5カ所になりますということですが、ということで、認可保育所では全11カ所、それ以外に認可外施設さんで5カ所の、合計16カ所というような見方をさせていただいてもいいのかなと思います。これは、ご家庭において一時的に保育できなくなってしまう場合に、保育所などでお子様をお預かりするというような事業になります。

次をおめくりください。9番です。延長保育事業です。保育所に通うお子さんについてなんですが、通常の利用時間以外の時間において保育を実施することを延長保育事業と言っています。現状の延長保育のカテゴリーで言いますと、認可保育所さんで行われているものになりまして、延長保育が行われている現況というのは、このような形になります。今後、新制度に移行する場合なのですが、新制度に移行しました幼稚園さんにつきましても、今、預かり保育ということで通常の教育時間を超えてお子様をお預かりする、提供するというをやっているんですが、そこはすみません、9番の延長保育ではなく1個前の8番の一時預かり事業、こちらの中に入ってまいりま

す。今後、国のほうでもいろいろ細かいところは示されてくるかと思うのですが、幼稚園さんのほうで行われます預かり事業に関しては、大変恐縮ですが、この8番に書かれております一時預かり事業のほうに今後含まれていくことになりまして、9番の延長保育というのは今までどおりの定義の保育事業になります。

次、10番です。病児・病後児保育になります。これはお子さんが病中、回復期に至らない場合、もしくは回復期ですけれども、集団保育ができないような状態の場合に、病院や保育所などに付設された専用スペースで一時的に保育をするという事業になります。こちらの実績としましては、小金井市においては平成24年の11月にくすみ保育室という病後児保育室が1カ所できました。それとあと、体調不良児対応型ということで、実際に保育園で、保育所で保育をしている最中にお子さんの体調が悪くなられた場合の対応ということで、こちらは、現状1カ所で行われている形になります。

次に11番、これが最後なのですが、放課後児童健全育成事業ということで、これは学童保育所のことになります。こちらにつきましても、平成27年度以降の新制度に移行した場合には、現状の法律上の対象というのが小学校の低学年児童となっていますが、これが小学校就学児童というふうに変りますので、簡単に言いますと、今までは、法律上は3年生まで、障がいをお持ちのお子さんについては4年生までということになっていたのが、6年生まで、法律の幅が広がりますという形になります。

利用実績は以下のとおりになるのですが、次のページをごらんください。最終ページが学童保育所の現況という形になります。現状、小金井市におきましては、これは平成24年の4月1日の現在ということで作られている資料なのですが、こちらのような設置状況になっております。

先ほど来、この13事業と言っているものなのですが、これらの11事業を含む、これプラス、あと2つあるのですけれども、きょうの説明では割愛させていただきまして、これら13事業の中の11個について、提供区域の設定をしていかなければいけないということになります。

先ほど来申し上げているとおり、私ども小金井市のご提案の内容としては、国の基本的な考え方に基づき、全ての事業について共通した区域設定、これがやはり、利用される方には一番わかりやすいだろう、利便性が高いだろうというところで、一区域として、今後の事業計画を策定していくというような形でご提案を申し上げているところであります。

すいません、早足かつ長い説明になってしまったのですが、以上になります。

○松田会長 どうもありがとうございました。

先ほど、資料9のほうでご説明いただきました地域子ども・子育て支援事業、この13事業のうちの11事業につきまして、事業提供量というものを考えていく単位を定めないといけない。その単位というものの定め方が、全市1地区という定め方もあれば、より複数に分割していくという定め方もあると。その際、全市1地区という形の場合の短所・長所、あるいは複数区設置した場合の短所・長所があるというのが前提になっています。その中で、小金井市の現状を少しご議論いただいたり、あるいはご意見をいただく中で、本会議として、この子育て支援事業に対しての提供区域というものを定めるということを、きょう、求められているということでございます。

そうしましたら、本当にご説明も多岐にわたるところがあったんですけども、まず、委員の皆様方から何かご質問等、ございませんでしょうか。何かからでも結構です。

どうぞ。

○日野委員 今回、地域子ども・子育て支援事業の提供区域ということで、この議題を煮詰める時間帯というか、それは今回と、あとほかにもあるんですか。

○子育て支援係長 すいません、議題として載せるのは今回だけです。これはなぜかと申しますと、今後、皆様に、先ほども申し上げた事業計画をつくっていく上でのステップを踏んで、いろいろご意見を賜らなければいけないのですけれども、まず、基本的にこの提供区域というのを設定した上で、その提供区域内に、どの事業がどれだけニーズがあるかというのをこちらで推計した上で、昨年12月に行われましたニーズ調査の結果をもとに推計した上で、その推計に対して、どのような形でそのサービス量、需要を満たすように提供体制を整えていくかというのをお話しいただかなければいけないという、まず基本の部分、前提の部分になります。ですので、例えば提供区域が設定できないということになってしまいますと、その後のニーズ量と言っていますけれども、需要がどれだけあるのかというような計算ですとか、その需要に対してどういうふうに提供していくのかというような、そこの具体策の部分に至るまではご審議をいただけなくなってしまうことですから、とりあえず、議題としてぜひご審議いただきたいのは、きょう、お願いしたいと思っています。

○日野委員 11事業ありますけれども、この区域設定はそれぞれにおいて考えるってことでよろしいですか。

○子育て支援係長 考え方としては、まず、国のほうから示されている考え方としては、基本として全事業に共通した区域設定をしてください。ただし、それぞれの地域の実情ですとか、現状の提供体制、提供状況等を勘案して、それぞればらばらに、ですからそれこそ11の事業がございますが、11の事業を全部ばらばらの区域設定とすることも不可能ではないです。私どもが先ほど申し上げた一区域というのは、幼稚園さんや保育所さんの提供区域というのをまず基本として、1つと定めまして、当然、市として考えた場合、先ほどのメリット・デメリットで比較した上で、1つの区域というところが、やはり、今後事業計画を策定していく上で、ひいては、要は実際に利用される方、例えば、実際に利用できる方のことだけではなく、利用したいと思っていても利用できない方もいらっしゃる。そういった方々に、どういうふうにサービス提供体制を確保していくのかということろまでを考えていった場合に、細かく区切ったことによる硬直性が出てきてしまいますので、大きく区切った上で、柔軟性を持たせて事業計画をつくって、それをもとに今後の事業を進めていければなど思いまして、1区域というような形でのご提案といたしますか、お話になっています。以上です。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○岩野委員 13事業のうち含めない2事業、これを含めないことに関する弊害というのは生まれないのででしょうか。

○子育て支援係長 残り2つの事業について簡単にご説明を申し上げます。

まず、1つ目の事業というのが実費徴収に係る補足給付事業と言われているものです。これは何かといいますと、幼稚園さんや保育所さんに関する部分になってくるんですけども、当然、幼稚園さん、保育所さんにお子さんを通わせる場合には利用者負担というのが発生します。この新制度における利用者負担というものの基本的な考え方は、まず、国のほうで、全国統一で、それぞれの施設さんのほうで子ども1人にかかる単価は幾らなのか、それに対して、国と市のほうで補助金としてどれだけお金を出すのか、それを差し引いた分を利用者負担として皆さんに負担していただきましょうということで、所得階層に応じて金額を設定している形になります。

ただ、実際には国のほうで基準を示した上で、各市町村で別途定める形になっているんですけども、まず、今までの幼稚園さんのように、各施設に応じて金額が、設定が異なるのではなく、保育所さんのように、それぞれの施設の類型ごとに応じて、金額というのが単一金額になってまいります。ただ、じゃあという話です。当然、幼稚園さん

や保育所さんによっても、その提供する給食、園外活動等が変わってまいります。実費についてお金を上乗せで取っていいですよというふうになっています。その、上乗せでお金を取っていい部分についてなんですけれども、一律、皆さん全員くださいと言えればいいのですが、中には、所得の状況によってお支払いできない方もいらっしゃいますので、そういった方々には市のほうで補助してあげてくださいねというのが、この、まず1点目、設定されていない実費徴収に係る補足給付事業ということです。

もう1点が、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで、これは簡単に言ってしまうと、認定こども園の普及・促進という形になります。今回の新制度の1つの柱としては、認定こども園制度の普及というのがございますので、これを、市町村単位で計画を立てて、積極的にやってくださいねという形になっております。

ただ、この2つの事業について、なぜ市のほうで一定の基準を示せないのかといたしますと、それぞれの各市の状況に応じて、地域の状況に応じて全然違ってまいりますので、一律の基準というのは示しません。ですので、提供区域というものを設定してくださいというような話にはならないということです。簡単に言ってしまうと、小金井市内には認定こども園というものは現状ございません。そういったような状況の中で、例えば幼稚園さんや保育所さんの施設整備の状況、お子さんが通っていらっしゃる状況を鑑みて、では、一律に認定こども園だけを普及・促進していくのがいいのかというところは、必ずしもそれだけがいいというわけではございません。地域の状況によって変わってまいりますので、一律の基準は設定しないということで、先ほどの補足給付の部分と同じように、区域設定をして、一律に定めなくてもいいですよということになりますので、デメリットはないということです。

以上です。

○松田会長 ほか、ご質問いかがでしょうか。

○佐藤委員 先ほどの資料9にありました13のうちの11事業に関してなんですけれども、実際にコンシェルジュみたいなのをつくってとか、非常にいい案ではあると思うんですけれども、ただ、支援センターだとかファミサポだとかっていうのは、どうしても東町、梶野町方面の人というのは、駅を2つ乗り継いで、バスに乗って国分寺方面にまで行くというのでは、とてもいい施設であったり、サービスであったりしても、実際にはすごく通いにくいというのがあって、これを11事業全部一まとめでいくとなってしまうと、やはり地

域的に、応急手法ではあっても、小さい子を抱えて、荷物を抱えたお母さんが通うことを考えたら、11全部をまとめて市1つというのではなくて、必要な部分に関してはばらばらにして考える工夫も必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○松田会長 市役所のほうから、よろしいですか。

○子育て支援課長 11事業全てを申し上げるということは、私どもではいたしません、例えば今、佐藤委員のほうからお話が出ていますファミリー・サポート・センター。こちらに関しては、お申し込みをしていただくのは、確かに子ども家庭支援センター、貫井北町にありますけれども、そちらのほうでお申し込みいただけます。ただし、サービスを提供する場所というのはご自宅になります。あるいは地域子育て支援拠点事業ですけれども、この中には、現状、市内2カ所の中には、子ども家庭支援センターのひろばは入っておりませんけれども、各保育所で園庭開放をしたり、それから集いみたいなのを行っていただいたり、児童館で乳幼児の集いの日を開いていただいたり、さまざまな場所で、現状、この国制度に乗っている地域子育て支援拠点事業というのは、2カ所とはなっておりますけれども、さまざまなところで、これに乗らない形であってもサービスの提供は行われているという現状もあります。それぞれの、全てにおいて私のほうで言及いたしませんけれども、それぞれのサービスの現状、それから提供体制、この辺を一つ一つ見ていただければと思いますけれども、我々としては、身近なところでサービスが行われることは、十分基本としつつ、大きな市域の中で柔軟にサービスを提供していきたいと考えて、一区域というふうにご提案しております。

○新保職務代理 ただいまのご説明、お伺いいたしました、私は一番やはり、学童保育所のことに関して、一区域にするということやはりいかなものかなと思っております。現状では、やはり各小学校区ごとに学童保育所が設置されているという状況を考えると、先ほど、事務局から説明がありましたように、この区域では足りないけれども、こちらの区域で足りているから、そちらに移すというようなことがもし生じた場合に、例えば、ほかの学区域の学童保育所に行く可能性が出てくるということでしょうか。そのあたりのご説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 新保委員からご紹介いただきましたように、学童保育については現在9つの小学校の学区ごとに1つの学童保育所がございます。で、今現在は、基本的にはその学校に通われる児童が、安全面などを考えれば、その学童に通うということになりますので、今後もその考えを変えるつもりはないんです。

資料8の不便性というところなんですけれども、提供区域、区域数が少ない場合の不便性として、事務局のほうから説明しました、区域面積が広いと、自宅から施設への距離が遠くなるという不便が生じるということがあるわけなんですけれども、既にまず、小金井市の学童保育所は9つ存在している。一定の事業量について今後考えていくという場合、例えば、本来であればAという学童保育所を希望したけれども、Aというのは希望が多い、Bという学童保育所であれば入れますよという場合、Bに入っていただくのが、考え方でいえば本来なのかもしれません。だけど、今、Aという学童保育所に全入と言われている対応を行っており、今回提供区域を1つに定めてもその考え方というのは引き続き持っていきたいというのが現時点の考えでございます。設定するのは事業計画の策定のお話でございますので、小金井市という市域においては一区域に設定するのが適切かと考えてございます。

以上です。

○新保職務代理 では、その考え方、学童保育所の考え方については、今後も変わらないということを確認したということによろしいでしょうか。

○児童青少年課長 結構です。

○新保職務代理 ありがとうございます。

○松田会長 では、ご意見も含めていただいていると思いますので、何かお気づきになられたところからご議論いただければと思います。

○日野委員 すいません、ちょっと質問なんですけれども、先ほど、ひろば事業があつて、そこで、バランスよく子どもたちが遊べる場所を提供しているということなんですけれども、2番の地域子育て支援拠点事業で、一般型が、現状、市内2カ所、あと、連携型が現状、市内2カ所とあるんですけれども、これほどになるのか、教えていただけませんか、よろしく。

○児童青少年課長 現状の市内2カ所、一般型というのは東児童館と緑児童館を指します。連携型というのは貫井南児童館と本町児童館を指します。

以上です。

○日野委員 いいですか。何を以て一般型と連携型という区分の仕方というのでしょうか、どういふところが連携型なんですか。

○児童青少年課長 表の中にある、常設の地域子育て支援拠点で実施となっている、ひろば事業を常設という位置づけで実施しているものが一般型となりまして、東児童館と緑児童館につき

ましては常設。週3日以上というところに該当するのが貫井南児童館と本町児童館になりますので、その2カ所が連携型という位置づけになっています。

以上でございます。

○松田会長 よろしいですか。

○日野委員 はい。

○松田会長 ほかは、いかがでしょうか。

○佐々木委員 よろしいですか。ちょっと復習みたいになってしまうのですが、子どもをお預かりする施設のニーズのピークが平成28年度ではないかということに耳に挟んだことがあります。そういうこともあるんだろうなということを含めて考えておりました。そうなりますと、今の、早急にそろえていきたいという需要と、5年、10年後にどうなるかということの二面を考える必要があるなど、これがまず1つあります。

それから、私が幼稚園のほうなものですから、少し、幼稚園とか、そういう大型の施設で考えますけれども、それぞれのお母さんが、ご自分のおうちのそばにあってほしいというのは、これはもう、本当によくわかります。それと同時に、通勤の途上で預けたという方も必ずいるはずだから、自宅のほうだけという観点では、やはりとりこぼしもあるのではないかと思いますので、そういう部分も考えてあげなきゃいかんと思いました。

それから3番目は、やはり、どなたがどこにどういうものをつくるにしても、これはやはり投下資本の無駄を防ぐということは、やはり公の立場にいる者としては必ず考えなきゃいかんことがあります。例えば小金井市を1区で数える場合と、例えば5区で数えるような場合に分けて考えてみたのですが、1区で考えたらちょうどフィットすると、要するに、まだ定員に余裕がありますよというところと、過剰ですよという区があったとしても、仮に足りないところが2つ、過剰なところが2つ、ゼロが1つというような、こんなバランスが仮にあったとしますよね、そうすると、足りないところにつくる、また足りないところに2つつくる、過剰なところはそのままということになって、毎年毎年、そういうものを細かくすればするほど、やはりたくさんハードが、要するに箱ものがたくさん出てくるだろうけれども、そうなった場合、やはりそれを運営する責任ある者としては、そこで働いてくださる方の、やはり長期間の固定的な雇用といいですか、安心して働いていただくようなことをきちんと保障しなきゃいかんということになりますと、ニーズが絶えず変動するというのはかなり心配の種ではなからうかと思

ましたので、私などは、大型の施設についてはあまり、小さい区域で考えるのは心配の種が残るのではないかと思って、そういう見積もりがありましたですね。

今回、やはり家のそばにあってほしいという、そのお母さんの気持ちをどうやってすくい取って、施策の中に入れていくかということが大事ですけれども、それがために、あんまり細分化してしまうと、後で大変なことになりはせんかなと、そんなことが頭にありまして、私は部会に出ましたときも、そんな気持ちがあったもんですから、あんまり細かいほうは、全体、みんなのためにもいいのではないかなと思ったんです。ただ、かなり幼稚園というところからものを見ているので、目こぼしが随分あるかと思いますが、修正はご指摘いただきたいと思っておりますけれども。

以上です。

○松田会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○水津委員 遅れてしまって大変申しわけありません。この提供区域を1つにした場合でも、そのニーズですとか、あと、事業の内容によっては、その地域をきちっとバランスよく見るというシステムとかの保障というのはどこで保たれるのでしょうか。それは、それぞれの事業ごとに考えることなのかということが、そこがちょっと、やはり心配な部分ではあるんです。1個あるからいいだろうみたいなことにならないような責任のとり方が、この計画を立てた中でとれるのかどうかというところが、今、一番心配しているところですので。

○松田会長 いかがでしょうか。

○子育て支援課長 ただいまご指摘ありましたように、保育・教育の提供区域と、今お話しいただいている11事業の提供区域の扱いというのが、この制度の中では全く違います。保育・教育、幼児教育と保育所の区域ですけれども、これに関しては認可をするという前提になります。前提条件というか、要件になります。こちらは、ニーズがない場合は認可もおりない。また、ニーズがある場合には原則認可をするというふうに枠組みが変わっていきます。

一方、この11事業のほうに関しては、区域を基本的に市町村で目標量を定めることとされているだけで、そこまでの、例えば事業を行う上での要件まで縛られるものではありません。ですので、例えば計画中に大きな区域を基本として目標量は定めるけれども、きめ細かい配慮を、例えば保護者や子どもが通いやすいような地域での事業展開の配慮

をというような記載をして、担保するというような手もあるかなと考えております。

○松田会長 いかがですか。

○水津委員 ぜひ、そうしていただきたいと思いますけれども。

○松田会長 少し、ちょっと議論の幾つかのポイントを、ぜひ、もう少し考えていただければと思うんですけれども、まず、現在の小金井の子育てというものがどういう状況にあるのかということ、まず、いろいろ教えていただければというのがございます。

 というのが、一地域にするのか複数区域にするのかというのは、小さくすればするほど、その単位内に必ず、その事業を課さないといけないという意味で、いわば手厚くはなるわけです。その手厚くなるというのは、これは最低条件を設定するということでありまして、逆にいいますと、手厚くすべきような現在の子育て状況がある場合には、この事業に関してはやはり小さくすべきではないかというような議論は、やはり検討すべきだと思います。

 ただ、一方で、一地域にするということは、そうしたら、いろいろなところがあるんですけども、1つしかつくりませんということではなくて、最低条件が外れるということだけであって、先ほどの、例えば学童保育のようなご説明のように、現在、それぞれの小学校で既にあるという、このものを変えるつもりはないということになりますと、フリーハンドの部分がふえるということだと思います。それは決して、それが直接数を少なくするというに直結しているわけではなくて、市のほうのフリーハンドがふえると。それで、今ご質問いただいたように、フリーハンドになったときでも、簡単に、市のほうから、逆に好きに少なくするとか、そういうことが起こらないのかというご質問だったと思うんですけれども、それに関して、そういうことをしっかりと勘案してやっていくというようなことを、市のほうとしてはこの中身に書き込んではどうかというようなこととお話しされたんだと思います。

 ですから、もちろん一番手厚くは、小さい区域に全てのものがあるというのがいいんですけれども、それはもちろん、全体のお金の問題というのがもちろんございますので、小金井の子育てにおいて、どこに重点を置いて、どこをしっかりとやっていかないといけないのかというのは、小金井の皆さんのお力とお知恵でコンセンサスを探るべきところだと思いますので、そんなような観点からも、少しご意見をいただけたらいいなと思っています。

 今のことにかかわらずでも結構ですので、さらにご質問、ご意見ございましたら願

いしたいと思います。

どうぞ。

○日野委員 10番の病児・病後児保育で、今、病後児保育室が1カ所、体調不良児対応型が1カ所とあるんですけれども、これは市内のどこにあって、皆さんが利用しやすい場所なのかどうかというのをちょっと確認したかったもので、よろしいでしょうか。

○保育課長 病後児施設につきましては、市内にくるみ保育室がございまして、住所が梶野町四丁目です。それから体調不良型……、体調ですね、誤植があります。失礼しました。体調不良型です、こちら。体調不良型につきましてはしんあい保育園、こちらは本町三丁目ですね、以上です。

○日野委員 いいですか。この病後児保育の梶野町四丁目というのは、市全体を見たときに、場所的に通いづらい方が絶対に出てくるんじゃないかなと思ったんです。この場所的な問題、ちょっと気になったのと、あと、しんあい保育園も駅からちょっと離れていますよね。

○保育課長 まず、ちょっと順番が逆になりますけれども、しんあい保育園につきましては在園児、その園の在園児のみを対象としている体調不良型です。

それから、梶野町四丁目のくるみ保育室につきましても、確かに、ご指摘のように、東の、中心部から離れたエリアになるのかなと認識しています。市としても、この1カ所で十分足りているとは思っておりませんので、今後拡大していきたいという考え方を持っているところです。

以上です。

○水津委員 これ、書いてあるのはあくまでも現状のことであって、これからそのことは細かく決めた中で、どの部分を整理していくかということは今後ということになるということですよ、この資料の意味としては、

○子育て支援課長 そのとおりです。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○日野委員 今の、今後どうするかということはまた別に考えることになると思うんですけれども、例えば一区域にしたとして、そうしたら、先ほどもおっしゃったとおりに、ちょっとこれ、場所的にも数的にもちょっと足りないというふうに、ニーズに対応し切れてないのかなと思うので、仮に一区域になった場合はもう1カ所ふやすとか、別な、反対側の区域っていうんでしょうか。貫井南とか、そういうところにもつくっていくという方向にはなっていくと思うんですけれども、そういう考えでよろしいですか。

○子育て支援課長 日野委員が今おっしゃったように、例えば二区域というふうにした場合には、片方に1つある、片方に1つあるというふうになるのかなと。

ただ、私どもが先ほどから申し上げているのは、例えば線を引いた、その線の限りなく反対側に近い1つある区域内であった場合に、なかなかそこが、サービス提供が不十分であるといえない場所になってしまうというような懸念があるということです。特に今、話題に上っております病後児保育ですか、これは今、小児科医との併設というような立地条件でやっております。ですので、またこれを市のほうで誘致するのは非常に難しい事業となっております。小児科医の先生がいらっしゃる場所のお近くでお医者様とともにやっていたりしている事業ですので、こういったものが非常に難しい、誘致の難しいものですので、そういった場合に、区域を区切ってしまった場合の事業の硬直性というものを先ほどからご説明しております。

○鳴海委員 伺っていて、多分、区域で分けて充実していくことって、限りなく財政上の問題が絡んでくることなんだろうと思うんですね。市全体として持っている課題を解決するためには、それをできるだけ早くということであれば、一区域の設定というのが、実現が早いのかなという印象を私は持っています。

○松田会長 はい。

○小幡委員 1つ教えていただきたいものがありまして、1番の利用者支援事業、全くの新規事業ということで、ちょっとイメージがつかめないのですけれども、これを読んでいると、介護保険のイメージと近いのかなとも思ったんですが、そういった形で、包括センターとか、今ありますけれども、ああいった形でサービスを提供したり、ニーズを聞いたりとか、そういうことをする場所、そういう事業というか、そういう場所をつくるのか、それとも、そういう人たちが散らばっていて、そういう、必要な人のところに行くのか、ちょっと、その辺の事業のイメージがつかめないのですから、その説明をいただけたらなと思います。

○子育て支援課長 本事業に関しては、ここにも書いてありますけれども、さまざまな場所の想定がされています。市役所であるとか、ひろば事業であるとかというふうな、場所の想定はさまざまです。建物やハードというよりは、機能と考えていただいたほうがよろしいのかなと思います。

また、小幡委員がおっしゃっているように、この制度は介護保険の制度に非常によく似ております。認定証を持った方に対して事業所でサービスを行う。また、区域を設定

して、市町村で目標を定めて事業を行っていくという点では、介護保険に非常によく似ております。地域包括支援センターは、今担っているような機能、そういったようなものも想定されているのかなと思いますけれども、高齢者向けのサービスと違いますので、こちらから出向くということではなく、来ていただいた方の相談に乗る。あるいは提供できるサービスについて情報をお知らせするというような機能になると考えております。

○小幡委員 わかりました。ありがとうございます。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○小川委員 今、それぞれの委員のお話を伺っていたんですけれども、私は広域実施にしたほうがいいのではないかなと思っております。それぞれ、小さな地区で施設をつくった場合、新設するという形になったときのことと、それから、そこに入る人のことで、人材の費用を市としてはどのように予算化をするのかなということ。それから費用がかかった場合、受益者負担がふえるのかどうかということから考えると、広域でやったほうがいいのではないかなと思いました。それから、当局のほうも柔軟性を持たせてということをも再三再四おっしゃっておりますので、そのところも尊重したいなと思っております。

新しくものをつくる場合に、小金井の予算から考えると、どこかを削らなければいけないだろうと、そういう考えが私たちの中できちんとあって、ここのところを削ってこちらに持ってくるというのであれば、うまくいくかもしれませんが、なかなかそれも難しいのではないかなということを感じております。

狭い地区でやった場合の弊害として、1つの例としてお話しさせていただきたいんですけれども、災害時の避難場所の件なんですけれども、小学校区で区切られている。南小は南小の子どもたちが今通ってきているんですけれども、地区が前原の子どもたちもいるんですね、そうすると、その家庭の避難場所は前原小学校なんです、でも、子どもは南小に来ているんです。同じようなことが、例えば、私は二小でも校長をしていたんですけれども、二小に来ている子どもが、避難場所は緑小学校なんです。これは本当に道路1本隔ててという狭い地域で考えているので、確かに避難場所としては、家から近くていいのかもしれないんですけれども、実際、子どもは二小に来ていたりしています。南小の場合も同じです。それから同じようなことが四小でも起きていると思います。子どもは四小にいるけれども、避難場所は前原だということを考えると、広域で行ったほうが効率もよいし、運用の面でも充実が図られるのではないかなと思います。施設などを新設した場合の費用などに関しても、それを実質的な運用に回せるのではな

いかなと考えております。

以上です。

○松田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○日野委員 今、小川委員おっしゃった通り、私も柔軟に対応できるという面から、やはり一区域というか、広い範囲で見たほうが柔軟に全体が見られていいのではないかと。箱物を、そのとき足りないからといってつくっても、結局、無駄な費用になってしまうおそれもあります。それだったら、内容というか、質をもっと向上させたりというほうに回したほうが、地域全体の安心面とか、お子さんも親も安心だと思いますし、もっと、スタッフの内容とか、そういうところで充実化させていったほうがいいのかなと。学童なんかも、今は数も足りているということですし、やはりその区域内で安心して、避難場所だったり、ちゃんと自分の学区内でできたりとか、やはり、箱物をやたらふやすというような考え方は無駄になってしまうというのが、そこまで予算もないと思いますし、あと、足りないところがあれば、適宜、ここは既存のもので対応するとか、そういう柔軟な姿勢もできると思うので、私も、一区域ということで意見を述べさせていただきたいと思います。

○松田会長 どうぞ。

○水津委員 区域を1つにすることは問題ないと思うんですけども、その中で何を重視して、どの支援をどういうふうにしていくのかという具体的なところを、今後の話の中で充実させていくことのほうが大事なのかなと思いますので、それをぜひ計画の中にきちんと、文言として入れていただいて担保をとるというか、そういう方向性でいけたらいいのではないかなと思っています。

○松田会長 そうしましたら、ご意見のほうが少し1つの方向に向いてきているように思われるのですが、今いただきましたご意見も含めまして、いかがですか。

そうしましたら、少し今までのお話をまとめさせていただきますと、基本的にはご提案の一行政区域といいますか、その提供区域の設定という形のメリットというもののほうを、非常によくお捉えくださっているというご意見が多かったと思います。

ただ、学童保育あるいはひろば、それと、先ほどございました病児・病後児保育のあたりの問題というのも少し出まして、ただ、それは一地区にするということで、これまでのサービスが低下するということではなくて、地区割は市内ということですが、今以上のサービスというものを心がけていくというようなご説明もあったところかと思

います。

もう一つは、非常に機動性も出てきますし、素早い対応も可能になるというところもある反面、最低ということでの地区割での条件は外れますので、具体的に何をやっていくのかということにつきまして、一言、文言として中へ入れ込んでいくというのはどうかというご意見もいただいたところかと思えます。

そういうことで考えますと、提供地区は一地区といたしますが、実際のサービス提供時には地域のニーズを十分に配慮することというような、そういう附帯事項のような、そういう文言をつけさせていただいて、提供区域は一区域ということで、この会議では諮らしていただいて、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

それではそういう形で、(2)の議題につきましてはこのようにさせていただきます。続きまして、次第の(3)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案についてに移らせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 それでは、お手元に配付しております資料10から順に説明をさせていただきます。

参考までに申し上げますと、こちらの資料10と資料11につきましては、皆様のお手元に、本日の会の開催通知とともに添付した資料と同じものを資料としてつけております。というわけで、すいません、資料12をメインにごらんになっていただいて、ご説明をさせていただきます。

まず、放課後児童健全育成事業(学童保育所)の現状というところです。学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業となっています。平成9年の児童福祉法の改正により、初めてこちらの学童保育、放課後児童健全育成事業というものが、法律上位置づけられたという形になります。

学童保育所につきましては、その後、年々、その数、登録児童数もふえておりまして、全国的に見た場合なのですけれども、平成25年度には学童保育所の設置箇所は2万箇所を超えました。登録児童数も90万人となっています。

反対に、学童保育所を利用できなかったお子さんの児童数、いわゆる待機児童数というのも8,689人という国の調査になっている。現在、国としては事業のあるべき水準を

示しているのは放課後児童クラブガイドライン、これは厚生労働省の局長通知として出ているもの。また、国庫補助基準、これは補助金の交付基準ですが、出ているものが学童保育所に関する基準のものということになっています。こういう前提でありまして、今度、子ども・子育て支援新制度が新しく施行した場合ということで2番からになります。放課後児童健全育成事業（学童保育所）の基準を制定する背景ということです。

子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、簡単に言ってしまいますと、今回の子ども・子育て支援新制度を始めるに当たって、児童福祉法が一部改正をされました。まだ正式には施行はされていないです。これは、今のところの予定としては27年の4月からと想定されておりますが、消費税増税等の絡みもございまして、まだ現在は正式には確定していませんが、児童福祉法が改正されまして、その改正された児童福祉法により、この学童保育所、正式名称で放課後児童健全育成事業の設備、運営について、厚生労働省で定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めなさいということになりました。

厚生労働省令の基準については、社会保障審議会児童部会というところが厚生労働省の中の附属機関として設置されております審議会なのですけれども、こちらの児童部会の中に専門委員会というものが設置され、検討が進められてきました。平成25年、昨年12月25日付で最終的な報告書というものがまとめられまして、その報告の内容をもとに、平成26年の4月30日付ということで、厚生労働省令という形で、こちらの基準というものが公布をされました。

この、公布されました厚生労働省の省令に関してなんですけれども、大きく分けまして、基準が2つのパターンに分かれていまして、従うべき基準というのと参酌すべき基準というふうに分かれています。この従うべき基準というのが、簡単に言ってしまいますと、これに従いなさいという話です。参酌すべき基準というのが、地方自治体が十分に参酌をした結果として、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものということで、異なる内容を定めてもいいですけれども、十分に参酌をした結果としてというような頭がついております。こういった、示された厚生労働省令、学童保育所の基準については、従うべき基準と参酌すべき基準というふうに分かれています。

この条例の基準についての概要というのが左側の四角書きに書かれていまして、大きく分けて4つに分かれています。基準の総則ということで、これは一般原則になっていまして、参酌すべき基準というふうにされています。次に、従事する者及びその員数、

職員の数ですね、これに関しては従うべき基準でございます。次の、設置・設備の基準については、これは参酌すべき基準となります。最後、開所日数・開所時間・集団規模については参酌すべき基準と書かれています。

次にすいません、資料戻っていただいて、10番と11番をごらんください。

資料11というのが、今回4月30日に公布をされました厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をそのまま抜き出してきたものになります。これだけを見ますと非常にわかりづらい文章になっておりますので、次、資料の10をごらんください。ここに書かれております厚生労働省令の骨子というのを、この表にあります国基準骨子というところにまとめさせていただきました。国のほうではこういうような基準でやりなさいと。それに対して、小金井市の現状はこうなっていますというのが次の欄に入っています。最終的に、現状を踏まえた上で、小金井市としてはこういうふうな基準を持ちたいですというような案がその隣に書かれておまして、最後、一番右側の欄というのが基準類型ということで、先ほど説明しました参酌すべき基準なのか、従うべき基準なのかというところを一応示しております。このような形で、厚生労働省が定めた基準をもとに、小金井市の現状はどうなっていて、それを踏まえた上で、基準案としてはこうしていきたいというものをこの一表に書かせていただいておまして、本日は、小金井市が定める本市基準案について、皆様にご意見を賜りたいと思っております。

実は小金井市で定めなければいけない基準というのが、今のところ合計3つございます。そのうちの1個というのが、今回ご意見を賜りたいということでお出ししております学童保育所の部分についてです。それ以外の2つについては、大変恐縮なんですけれども、部会のほうで既にご意見を賜っておまして、1つは、地域型保育事業といたしまして、定員規模が19人以下の保育所なんですけれども、こちらの保育所が、今までは法律の位置づけがなかったものが、今回、新制度に変わることによって、正式に法律に位置づけをされます。では、位置づけをされたときに、どこがその設置の認可をするかということになったんですけれども、それが、各市町村にその設置認可の権限が降ろされました。その設置認可のための基準というものを1つ、市としても条例で定めなければいけないということでもあります。

2点目は、こちらは同じように、施設型給付に入っていただくべき、もしくは地域型保育給付に入っていただくための、幼稚園さん、保育所さん、認定こども園さんの施設

運営基準というものを条例で定めるという事です。これは何かといいますと、今まで、幼稚園さんや保育所さん、認定こども園さんそれぞれ、補助金のお金の出所、保育所ですと厚生労働省、幼稚園さんですと文部科学省というふうに、管轄も違っていればお金の出所も違っていました。指導・監督をすべき国の省庁が違っていました。これを1つのところ、統一的に内閣府というところにその権限を移しまして、今回の新制度に参加をしていただける幼稚園さんや保育園さんにつきましては、補助金の体系を一本化しようということがあります。この補助金を受け取っていただくためには、市が定めた基準に従って運営をしていただく必要がございます、そのための基準というものを条例で定めなければいけません。

この2つの基準につきましては、先ほど申し上げたとおり、既に幼児教育・保育部会の皆さん、15名の委員さんの中から7名の委員さんが出ていただいて、保育部分、教育部分に特化して審議をしていただく部会ですけれども、こちらのほうで、一定ご意見のほうは賜っております、今回は部会に該当しない部分ということで学童保育所の設備、運営基準案について、きょうはご意見を賜りたいと思っております。

今回、ご意見をお伺いするものについてなんですけれども、きょう、一定、また、会議で皆さんのご意見をお承りした上で、あす、6月26日から7月25日までの1カ月間、パブリックコメントということで、市民の方の意見もあわせて募集をしたいと思っております。ただ、その前にぜひ、こちらとしても会議の委員の皆様にご意見を賜りたいということで、翌日の設定とさせていただいて、きょう、こちらでお話をお承りして、ご意見をお承りして、その翌日から1カ月間、今度は市民の方にこれらの情報を公開した上で、ご意見を賜った上で、それらを参考に、これも正式に条例という形式に落とし込みまして、9月の小金井市議会のほうに、条例として議案を上程したいと考えております。

これは、学童保育所の入所の申請受付の時期とも絡んでおりまして、9月の議会を逃しますと、次の定例会は12月になってしまいます。12月に、これら学童保育所の基準というものを定めた場合、既に募集が始まっています。そういった事態を避けるためにも、ぜひともこちらとしてはおしりが決まっております、9月中には議会のほうで、一定、条例についてのご審議をいただきたいということで、大変タイトなスケジュールになってしまって恐縮なんですけれども、きょう、このような形でご意見をいただきたいということになります。

簡単ですけども、説明は以上です。

○松田会長 ありがとうございます。

児童福祉法の改正で、学童保育の、要するに市としての基準を決定していく必要があると。一応、国が示したものをそのまま従わねばならないというものと、それと、参酌って、これ、難しい言葉ですね、恐らく、参考にして長所を取り入れるというような意味だと思わなければならないんですけども、つまりこれを参考にして、いいところを取り入れて、自分たちで決めていくんですね、そういうような意味合いの言葉だと思いますが、そういうものの2種類があると。参酌して基準を決めるということにつきまして、特に資料の10の項目ごとに、基本的には国基準どおりというものが多いんですけども、ただし書きがあるところですね。例えば占有区画の面積について、弾力的な運用と経過措置を設けるとか、あるいは次のページですね、現在は基準定員が60名が7カ所ございますけれども、国のほうでは40名以下ということで、基本的には40名以下という形で考えたいけれども、ここも弾力的な運用と経過措置を設けるということ、この2点でしょうかね、ということで小金井市としては発案したいということかと思えます。

これはこの会議で決をとるということではなくて、同時にこの会議でご意見を伺った上で、あしたから、パブリックコメントという形でも広く市民の皆さんに意見を問うた上で、市役所のほうでご検討されたいという趣旨だと思います。

そうしましたら、ご質問を含めまして、ご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○岩野委員 運用というよりもパブコメのところなんですけれども、あしたから7月25日ということで、非常にスケジュール的にはタイトなんですけれども、市民の方々に対するパブコメの周知方法というのを、どういうものを予定されていらっしゃるかというのを教えていただければと思います。

もう1点なんですけれども、「参酌」という表現が、本当に端的にわかるんですけども、普通の、一般的な市民感覚でこの基準案を見たときに、どれだけ、その内容的なものが伝わるのかということ、文字面だけだとなかなか伝わらないというか、表現が重いと感じているんです。そういう意味で、ある程度パブコメの説明会みたいなもの、この基準案に関する説明を市民の方にも提供すべきではないかと考えるんですけども、その辺の説明会の予定があれば教えてください。

以上、2点です。

○子育て支援課長 パブコメの周知方法ですけれども、まず、市報7月1日号に掲載する予定です。それから市のホームページにも掲載いたします。そして学童保育所、それから保育所、公共施設、さまざまところに意見シートというか、この基準案と意見シートを置いて周知していく予定です。

それから、パブコメに関して説明会をということですが、こちらのほうは時間的な問題もありますし、また、基本的には読んでわかるものをつくらなければいけないというのが我々のスタンスです。ですので、説明会については予定しておりません。

○岩野委員 7月1日市報掲載ということは、もう、原稿って入稿されているように思うんですけども、きょう、ここで話し合った変更内容というのは、仮に変更が生じた場合というのは、その原稿に反映されるものなののでしょうか。

以上です。

○子育て支援課長 市報には、パブリックコメントを行います。これこれ、この基準についてパブリックコメントを行います。内容に関しては、今、皆様のお手元にあるような基準案ですとかというような、文書に関しては市報には掲載はいたしませんので、変更に関しては問題ございませんというふうに考えておりますが、あしたから行うという都合もあり、現状のところでは、今と同じものを市民の皆さんにも見ていただくという準備は進めております。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○藤井委員 私は学童保育連絡協議会、学保連のほうから来ているので、ちょっとここで発言をさせていただきます。

今回、資料10のほうで出していただいたものと、資料11ですか、国のほうから出ている基準案とを照らし合わせていったりすると、第1条から、多分第4条ぐらいまでの部分が、ここの中には入っていないのかなと感じました。資料10の(1)の①、総論のところに関しては恐らく第5条の1からスタートしている形になるかと思っておりますので、第1条から第4条までの部分に関してはどのように取り扱われるのかというのを教えていただければと思います。

○児童青少年課長 児童青少年課長です。基準の1条から4条につきましては、この基準の趣旨など、最低基準目的向上などというのがありますので、実際に条例を制定する際には同様に記載する予定としてございます。一般原則以降の内容について、現状並びに市の考え方としてお示ししたということでご理解いただければと思います。

○藤井委員　こちらの資料11の第3条に関して言うと、「最低基準の向上」という文言があるのですが、括弧書きの下ですかね、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるであつたりとか、その次のページ、第4条のところに関して言うと、最低基準を超えて、常にその設備を向上させなければいけないというのと、その2項、最低基準を超えて設備を有し、または運営している学童の事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはいけないというものがございます。

今回、現状と本市基準案というものが出されているんですけども、現状、国の基準よりも上回ってやっている部分というものが結構、小金井市の場合、恵まれている部分もあるかなと思っております、そこはそれで、この第4条を見ればわかったのですが、こちらに関して、恐らくパブリックコメント等をやった際に、国の基準のとおりになってしまうと、小金井市の質が下がってしまうのではないかなというようなご意見が出てくるのではないかなと思った次第です。そこに関して何か、今、運営基準と言われている、ここの小金井市放課後児童健全育成事業、学童保育所運営基準というものが、恐らく参考資料というか、現状の基準という形になるかと思うんですけども、そちらの内容と国の基準を対比できるようなものであつたりとかというものがあつると、すごくわかりやすい、意見が出やすいのかなと思っておりますけれども、その辺のご用意をいただくことというのはできるのでしょうか。

○児童青少年課長　ご紹介いただきましたように、私どもでは市の運営基準というのは策定しております。それらに基づき、国の基準骨子と照らし合わせた現状がこのようになっているという意味なんです。委員おっしゃるように、今回の法によって現状を上回っていると思われる部分を下げるとはのではないかなということにつきましては、この、そのものの省令の基準にもありますように、そういう考えは持っていません。

1つ、この設備運営の基準を定めなくてはならないというのは、児童福祉法が改正をされ、その中で、市がこういった基準案を条例で定めるというふうにされたことと、同時に、届け出については市に対して行うという改正もされておりますので、新たな業務を実施したいというお話があつたときには、最低の基準を設けておくべきだというのが趣旨でございますので、国の基準どおりにするというものでございます。現状の事業を国基準に当てはめようということとは異なると認識してございます。

以上です。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○新保職務代理 先ほど、事務局のほうから説明があったときに、学童保育所は、現状では3年生までだけれども、今後6年生になるまでお預かりするというお話をお伺いいたしましたが、現状で、ちょっと、今の倍の定員になっていくというような、簡単に考えればね、そのようなイメージなんですけれども、要は、国基準の面積をクリアするために、どのように整備していく予定なのかということをお伺いしたいかなと思います。

○児童青少年課長 今、新保委員のほうからお話しございました部分につきましては、児童福祉法に基づく学童保育事業の対象が改正をされたというお話になります。それは、ニーズ量に基づいて、今後の事業計画を策定していくので、基準案とは、また別なかなと思っております。

以上です。

○新保職務代理 わかりました。ありがとうございます。

○子育て支援係長 ニーズ量の部分についてなんですけれども、何となくイメージをしていただければと思うんですけれども、今現在、12月に行われましたニーズ調査の中では、当然、1年生から3年生の学童保育所の現状として考えた場合、通いたいですかというのと同時に、4年生から6年生になっても通いたいですかというのは、一定設問を設けております。そのニーズ量をもとに今後の事業計画というのをつくっていくことになりまして、例えばなんですけれども、1年生から3年生まで通わせたいと考えた保護者の方、回答者が、必ずしも全員が全員、4年生から6年生までうちの子は引き続き通わせたいというふうな形で考えているわけではございませんで、そこのところ、ニーズ調査のニーズ量というのを集計・分析している結果では、4年生以降の段階で出ていますので、必ずしも今の定員の倍というというイメージではないということだけ、ちょっと、前提でご考慮いただければと思います。

○新保職務代理 わかりました。

○松田会長 はい。

○杉山委員 うちも学童保育所をやっているんですけれども、うちも6年生まで通うことが可能という形でやっています。今、子育て支援係長がおっしゃったように、やはり五、六年になりますと塾に通ったり、いろいろなお稽古事の延長だとかという部分、学校の終了時間も遅くなるということがありますので、やはり半数になってきたというのが、今までやってきた中での現状です。だからといって、それまで通っていた学童保育所が6年生

まで通えるというのは、うちの場合にはゼロから6年間保育園に行っていて、そして6年、計12年間子どもを見る形になったんですね。そうすると、やはり、いろいろな家庭の事情とか、下手すると、学校の先生や支援センターのスタッフさんよりも、保育士、保育園側の部分と、いろいろなことを会話ができるという部分でのコミュニケーションとか、非常に複雑な部分はあるので、いいのではないかなというふうに思います。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○鳴海委員 最初のページの上から5番目の枠のところの文言が、少し物足りなさを感じるんですけども、ここが構造設備に関するところで、採光、換気等利用者の保健衛生及び危害防止というふうに触れられているんですね。ただ、学童保育というのは、この資料12にありますように、子どもが適切な遊び、及び生活の場を与えてと書いてあるんですね。この要素が、この中に何とか入らないか。あるいは構造設備というときに、採光、換気等、利用者の保健衛生というのに限らずに、もっと広く、この学童保育本来の目的が感じられるような、そういう要素が少し加えられないかなという印象を私は持っています。何か、箱だけを感じさせる文言になっているんじゃないかなという感じがしました。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○児童青少年課長 こちらの表の記載は、国基準の骨子をそのまま持ってきているものだとご理解いただければと思うんです。おっしゃっていただいたような、学童保育業務というのは健全な育成、子どもたちの成長を考えてというのが、これまでも私どもやっておりますので、そういう考えを持つことに変わりはないです。

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、新たに設ける基準案でございまして、そもそもの児童福祉法の趣旨のほうに健全育成のことが盛り込まれていたかと思っておりますので、そこで担保できるものと考えております。

○鳴海委員 はい。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○藤井委員 (2) 設備関係の部分の上から2つ目、専用区画の面積が児童1人につきおおむね1.65平米以上でなければならないという部分に関して、本市基準案に関しては、基準どおりではあるから、当面の間は弾力的な運用をすることができるとし、経過措置等を設けるとあります。この経過措置というのは大体どれぐらいのことを考えていられるのかということと、現状、1.65平米を切ってしまうている学童保育所もあるかと思っておりますので、それは、希望すれば全員入所させてもらえるという環境があるからだというの

はあるんですけども、例えば経過措置という部分に関して、恐らく施設の拡大とか、学校の余裕教室の利用とかという部分が盛り込まれてくるのかどうかというところ。あと、どのくらいの期間でそれを考えておられるのかというのを、今、ここでちょっと確認しておきたいなと思っております。

○児童青少年課長 今、ご紹介いただいたように、まず、基準では1.65以上という考えがある、我々も定員ベースで考えたときには、当然1.65を賄えるような形で事業を行っていく。ただ、ご紹介いただいたように、希望する学童保育所の、入所の、申し込まれた数が定員を超えていたとしても、その学校に通われるお子さんが、学校に隣接もしくは学校敷地内に建っているような学童保育所に行かれることが、安全性等を考えれば望ましいだろうということで、入所していただいたわけですね。その結果として、入所数がふえてしまう。ふえたことによって1.65というのを、登録人数で割り返した場合には欠けてしまうというのが現状なんです。

まず、全入については継続していきたいというのが、今、私ども考えております。そうしますと、弾力的な運用をすると記載しないこととなりますと、入所希望の数が多くなった場合にはお断りをし、もしくは第二希望に行っていただくということになりますので、当面の間、弾力的な運用という予定としてございます。それがいつまでなのかというお話なんですけれども、具体的に何年というところまでを条例上は、今、ちょっと持ちづらいなと思っております。学童保育所の整備を順次行ってきており、この後も定員の拡充というのを図ることになりますが、対象が低学年ではなくて6年生までになる。6年生までの居場所というのを考えるときには、学童保育事業のみならず考えていくべきだというのが国の審議会での意見でもあり、そこも含めて考えなければいけないので、そういったところも踏まえて、放課後の居場所をどうしていくかというところにかかわろうかと思っております。この条例については、新たに一定の基準をつくる。それは、さきに事務局で申し上げたように9月議会を予定していますので、そのときに、期間はいつまでっていうのはちょっと難しいかなということです。

以上です。

○岩野委員 私の理解に誤りがあるようでしたらご指摘ください。今回、こういうふうに基準案を示すことによって、今まで市の直営だけだった学童保育の事業に、外部の法人ですとか、事業者ですとか、民間企業とかが新制度に参入してくる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○児童青少年課長 可能性というお話でいえば、あります。それは別に新制度にならなくたってあったわけですね。全国的に、さまざまなやり方、子どもで行われているものに一定の基準を設けようというのが国の考えであり、この子育て支援新制度で、学童保育所の基準が示されたものです。

○岩野委員 すいません。教育・保育の施設関係だと補助金とかが出てくる、新制度に入ることによって出るんですけれども、これも同じような理解でよろしいのでしょうか。その辺。

○児童青少年課長 具体的な補助のスキームというのは、まだ示されているわけではないんですけれども、そもそもの学童保育業務が、利用者の方が2分の1、国と都と市が3分の1ずつで、事業の拡充についてプラスアルファというようなものは、考え方にはございますので、実施に際しては一定の歳入や市の負担はあるかと考えております。

○松田会長 どうぞ。

○日野委員 (2)の設備関係の一番下ですね、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないという記述があるんですけれども、新しくできた、多分、梶野町の第三小学校のあかねとかは新しい施設だと思うんです。あと、たけとんぼさんとかもすごくきれいな施設だと思うんですけれども、自分の子どもが通う緑児童館のほうに関しては、とてもレトロな建物といたしますか、実はそちらのほうでロビンソンクラブというもののスタッフをやっていて、結構、小学生のお子さんとかも対象にクッキングしたりとか、工作したりとか、あるんですけれども、工作室とクッキングが同じ部屋で、ピザとかをこねたりするところに、絵の具だの何だの、ついていたりとか、ちょっとそういう、環境的、衛生的に気になることがあって、多分、きれいな施設ではそういうことはないのかな、ちゃんと区切られた空間で活動されているのかなとは思ったんですけれども、古い児童館を併設して使っているところの学童に対する配慮というのか、そういうところが、これから必要なかなとちょっと思ったもので、この文面は、私は読んでいてちょっと気になったところであったんですね。

○松田会長 お願いします。

○児童青少年課長 おっしゃるように、施設によっては古い施設もございます。そういった施設が、あまり見ばえがよろしくないというふうに受けとめられることも認識しております。ここで言っております専用区画というのは、学童でいいますと、いわゆる育成室という区画になっております。そこは子どもたちが過ごす場ということでございますので、安全面

などには配慮しなくてはいけないということで認識しています。

日野委員のご紹介されたのは別事業のお話ですけれども、市が事業を実施していく中では考えていきたいと思っております。本件については、古い施設であっても、これまでもやっているし、そういった基準を設けるということでございます。

○小川委員　　今まで、いろいろと見させていただいたんですけども、私としては、原案について賛成です。というのは、市は学童保育に関しても、かなり力を入れているなど感じております。建てかえに関して、私は今までさくらなみ、それからたけとんぼ、今度はみなみにかかわることになりました。その都度当局が、設計の段階からいろいろな条件を、該当の関係者に聞きながらつくっているということで、一つ一つ向上しているのではないかと思っております。ですから、先ほど鳴海委員がおっしゃったようなことも、建てかえに関して、その都度向上させていっているの、何とかなるのではないかと。ただ、日野委員がおっしゃったようにレトロなところもありますので、そこは考えていかなければいけないんですが、一度にというわけにはいかないだろうと思っております。

ただ、上位法であります児童福祉法、それから省令なども、今回、このところに関しては「参酌」ということで「厳守」ということではないので、小金井市が条例として定めているところで、当面弾力的な運用をするということであるならば、これを尊重していくことが重要ではないかなと考えました。

それから、これを国の基準どおりにしてしまいますと、1.65という、かなりの人数が入れなくなってしまうと。今、当局は弾力的な運用で、多くの子どもたちを学童に入れているということになっています。それから、先ほど確認をしました広域ということで、また、進めていくということですので、なかなか入れない子どももほかのところに行けるということで、国の基準を踏まえながら弾力的な運用をするということを進めていければいいのかなと思っております。

以上の理由で、私は今回の基準案、賛成の立場です。

○松田会長　　いろいろご指摘をいただいております。ただ、時間のほうが、おおよそ予定されていた時間になりましたので、本議題につきましては、この会議終了後もパブリックコメントとしてさらにご意見をいただくことが可能でございますので、ぜひ、この後、またご意見ございましたら、ぜひ、パブリックコメントとして、市民の皆様も含めまして、いただくということでお願いできればと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次第（4）次回の日程についてでございます。次回の7月の会議につきま

しては、前回の会議で調整をしておりますが、一応、7月16日の19時からの予定でございます。予定どおり開催させていただければと思いますので、スケジュールのほうを、どうぞ確認いただきますようお願いしたいと思います。7月16日、水曜日、19時からです。

それでは、本日、大変お忙しい中をありがとうございました。本日はこれにて会議を終了させていただきます。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉 会